

令和8年度

新宿区肝炎ウイルス検診のご案内

実施期間 令和8年6月1日～令和9年3月31日

※75歳以上の方は令和8年5月1日から受診可能です。

費用 無料

検査方法 血液検査(採血)

対象者 過去に肝炎ウイルス検診を受診したことのない
40歳以上の区民

(年齢は令和9年3月31日までに誕生日を迎えた時点での年齢)

<受診券の送付について>

対象の方で、下記に該当する方へ受診券を送付しています。

① 40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の方(5歳刻み節目年齢)
(年齢は令和8年4月1日時点の年齢)

② 新宿区健康診査受診券送付対象の方(同時実施)

③ 新宿区がん検診受診券送付対象の方(単独実施)

※上記①～③以外の方または受診券に「***** (アスタリスク記号)」が表記されている方で、受診を希望する方は健診係までお問い合わせください。

<新宿区から転出する場合について>

受診日現在、新宿区に住民登録がある方のみ受診可能です。

転出後は、転出先の自治体にお問い合わせください。

肝炎ウイルス検診受診までの流れ

【受診期間 令和9年3月31日まで】

① 医療機関を選ぶ



新宿区ホームページ(右記二次元コード)に掲載している実施医療機関からご希望の医療機関を選んでください。



② 予約する



受診の予約や空き状況については、お電話等で直接医療機関にお問い合わせください。

③ 受診する

<当日の持ち物> ①受診券 ②マイナ保険証等

<費用> 無料

がん検診の受診を希望される方へ

新宿区ホームページ(右記二次元コード)からご希望のがん検診を実施している医療機関を確認のうえ、医療機関に直接お問い合わせください。

<問合せ先>

新宿区健康部健康づくり課健診係

〒160-0022 新宿区新宿5-18-14 新宿北西ビル4階

TEL: 03-5273-4207 FAX: 03-5273-3930

※39歳以下の方は、下記へお問い合わせください。
新宿区健康部保健予防課 TEL: 03-5273-3862

肝炎ウイルスとは?

知っていますか? B型・C型肝炎ウイルス: 肝炎ウイルスとは?

- 肝炎ウイルスは、「肝臓がん」の主な原因です。
- すべての人に感染の可能性があります。
- 肝炎ウイルスの感染は「血液」「体液」を介しておこります。
入れ墨やタトゥー、アートメイク(ピアスなど)等の器具の共有は感染のリスクが非常に高くなります。
- 肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、検査を受けなければわかりません。



自覚症状

ほとんどの方は、症状がありません。

肝炎ウイルスに感染しても、ほとんどの方は症状がありません。そのため、気づかぬうちに病気が進行し、重篤な症状になっている場合があります。

治療方法

現在、ウイルス性肝炎の治療は著しく進歩しています。

- B型肝炎の治療は、内服薬でウイルスの増殖を抑えることが出来るようになりました。
また、C型肝炎の治療効果も向上しています。内服薬による副作用も少なくなり、ウイルスの消失率も95%以上という報告があります。
- 現在、ウイルス性肝炎は、治るもしくはコントロールできる病気になっています。
検査の結果、肝炎ウイルスに感染していることが分かったら、早めに肝臓専門医を受診しましょう。



肝炎初回精密検査費用・ 定期検査費用助成 (ウイルス性肝炎重症化予防推進事業)

事業について

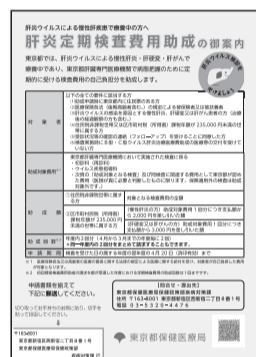
東京都では、区市町村若しくは東京都保健所、職域、妊婦健康診査又は手術前検査において実施した肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方、肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんで療養中の方を対象に、医療機関で精密検査を受けた際の医療費の自己負担部分を助成する事業を行っています。

初回精密検査費用助成・定期検査費用助成について 詳しくはこちら

東京都保健医療局保健政策部疾病対策課
電話 03-5320-4476

東京都 肝炎対策

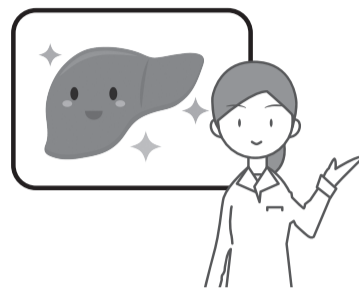
検索



B型・C型肝炎ウイルス 医療費助成制度

対象となる治療法の費用に対する医療費助成制度があります。

まずは肝臓専門医と治療方針について相談をし、申請の対象となるかご確認ください。



詳しい制度や申請については、お近くの保健センターもしくは保健予防課にお問い合わせください。

相談・問い合わせ先

- <牛込保健センター> 03-3260-6231
- <四谷保健センター> 03-3351-5161
- <東新宿保健センター> 03-3200-1026
- <落合保健センター> 03-3952-7161
- <保健予防課> 03-5273-3862

他の人への感染を防ぐために

B型・C型肝炎ウイルスは、主に感染している人の血液が体の中に入ることによって感染します。ごく常識的な日常習慣を守っていれば周囲への感染はほとんどありません。

しかし、血液や体液を他の人に触れないようにするため、以下の注意が必要です。

<具体的な注意事項>

- ①血液や分泌物がついたものは、むきだしにならないようにビニール袋に入れる等の処理をして捨てるか、流水でよく洗い流しましょう。
- ②外傷、皮膚炎、あるいは鼻血などはできるだけ自分で手当てし、また、他の人から手当てを受ける場合は、手当てをする人が、血液や体液をつけないように注意を促しましょう。
- ③血液が付着する可能性のあるひげ剃りやカミソリ、歯ブラシなどの日用品は自分専用にし、他人に貸さないように、また、借りないようにしましょう。
- ④乳幼児に口うつしで食べ物を与えないようにしましょう。
- ⑤トイレを使用した後は、流水で手洗いしましょう。
- ⑥献血はしないようにしましょう。

- ⑦B型肝炎ウイルスは、特に感染力が強く、輸血のような大量の血液でなくても、性交渉でも感染することがあります。



◆参考文献

- 1 公益財団法人ウイルス肝炎研究財団『HBVとB型肝炎の知識(改訂7版)』2024年
- 2 公益財団法人ウイルス肝炎研究財団『HCVとC型肝炎の知識(改訂5版)』2024年
- 3 国立研究開発法人国際医療研究センター 肝炎情報センターホームページ <http://www.kanen.ncgm.go.jp/>
- 4 厚生労働省“知って、肝炎” URL: <https://www.kanen.org/>

◆編集・発行: 令和8年4月

新宿区健康部健康づくり課健診係 03-5273-4207